

橋 守 に つ い て 1.

——内川新田水門樋橋の場合——

山 内 和 子*

On the Bridge Guarding, in the Edo Period. 1.

——The Case of the Combination Aqueduct-Water Gate of Uchikawa
Shinden, Kurihama, Yokosuka.——

(With 1 table)

Kazuko YAMAUCHI

内川新田の開発当時の田畑の状況については詳しいことは現在ではほとんど想像すること以外にはその手立はないのである。しかし内川新田が入海であった砂原の塩を除き土手を築くことによつて新田として開発されたことは前にもあげた寛文6年⁽¹⁾の史料により知ることが出来るのである。これによると新田は石垣や土手を築き潮から守られていたのであって、そこでは新田における住民の生活は一步天災による潮害に生活を左右されなければならない状態にあったわけである。潮から新田を防備するために考えられたのが、水門をつくり、樋により潮の干満を調節する工夫がなされたということはとても興味深いものがある。と同時に水門の上は橋として交通路としたことは、当時良港として発展しつつあった浦賀と、内川新田を結ぶ往還道としての重要性もあったのである。そこで、ここでは新田を潮害から守るために水門樋橋を管理していた橋守についてしらべてみようと思う。

1. 作物の状況

水門樋橋の状況、つまりここでは殊に、水門樋がいかにか新田を守っていたかを知る手段として、新田内における作物のなり工合をみてみようと思う。すなわちここに元禄元年(1688)から享保3年(1718)までの30年間の状況をみてみよう。(第1表参照)これは年貢割付により年貢の免除を見たもので、内川新田新四郎組の田畑33町9反8畝14歩のうち、田方25町8反22歩だけを例にとって表にしたものである。これによると元禄6年、同9年は特にひどく、前者では、田の93%、後者は99%が不作で年貢を免除されているのである。そして元禄5年以後は下々田は皆損という有様でその後、享保9年においても不作の状態は続いているのである。上田については次第に不作などによる免除は少なくなっているものの、その原因については、元禄5年にある「水深不作引」のほか、「水腐引」「水入引」「潮入引」「水損」とほとんどが水害にあるのである。ということは、新田の成立後の水門樋橋の状態が完全ではないことが一つにはいえると思う。水門樋は人工で出来る唯一の災害防止の方法であり、いかに重要性を持っていたか知れるのである。ここにあげた25町8反22歩の年貢割付による年貢免除は享保9年以後は記載の方法が少しずつ違って、個々の詳細は一括算出方法をとっている。しかし、次にあげる「乍恐書付ヲ以奉願上候」には、その住民の被害に対してどうにもならない訴を知る事が出来ると思うので全文を記してみよう。

乍恐書付ヲ以奉願上候

一、相州三浦郡内川新田村役人奉申上候当村水門樋橋南ノ方潮除往還堤欠崩次第地ひくに相成当村

* 横須賀市立桜台中学校

災害による年貢免除地表

年月	面積								
元禄 1年	22町	4反	8畝	11歩	3	16	5	8	7
2	21,	1	3	4	4	15	7	7	5
3	21	3	2	6	5	15	8	1	10
4	22	1	5	12	6	15	8	1	10
5	23	7	9	22	7	15	8	1	10
6	24	1	1	18	正徳 1	16	5	7	10
7	23	9	1	18	2	13	8	4	28
8	23	4	4	8	3	14	1	7	19
9	23	8	8	9	4	6	5	2	5
10	23	5	9	19	5	7	1	7	26
11	23	6	5	3	享保 1	16	3	3	27
12	19	8	8	10	2	13	6	5	13
13	23	7	7		3	14	7	9	11
14	22	9		14	4	16	3	4	1
15	22	7	2	25	5	15	2	7	6
16	13	7	3	16	6	15	9	9	18
宝永 1	20	2	6	26	7	12		9	29
2	19	1	6	27	8	13	2	7	14
					9	10	6		23

高潮之節者堤上江満込格別之風雨高潮又者出水等仕候ハ、保方無心之奉存候何卒右場所上置被仰付被下置候様願上候并ニ水門樋橋下道先年潮浚御普請被仰付候浚又者砂出来次第ニ場広ニ相相当作度々之出水ニ而多分水腐仕小前一同難儀至極仕候何卒御慈悲ヲ以場所御見分上并ニ潮浚御普請御慈悲ヲ以被成下候様ニ奉願上候右願之通御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

寛政五丑年十月

相州三浦郡内川新田
 名主 新三郎
 同 五郎兵エ
 組頭 久兵エ
 同 作右エ門
 百姓代 久左エ門

大貫次右エ門様御手代
 宮下順蔵様

前書之通御願奉申上候処為御見分被成御越御普請場所御案内申上一通御見分被成下候然所此間出水ニ而潮浚之場所水中罷成御普請御目場見難成候間年延之積御願申上候尤高波打込候場所者大俵等ニ而可申上候被仰渡し承知奉畏候依之年延御普請縫添申上候以上

寛政五丑十月

新三郎
 五郎兵エ
 久兵エ
 久左エ門
 万右エ門

大貫次右エ門御手代
 宮下順蔵様

いかに出水に苦しめられたことかを物語っている。しかしこれはこの時にのみ終らず、その後寛政11年(1799)には次にみる証文によると60両の水門樋橋の手当金を代官所から交付されることになったのである。

差上申御請証文之事

水門樋橋并汐除場其外洩浚

一金 六拾兩 御手当金

右者当村水門樋橋并汐除堤洩浚等御普請之儀奉願候 = 付先達而御見分御吟味之上御伺被成下候処右者前々自普請所より付御入用御普請 = 者難被仰付旨 = 而御伺書相下り其段私共江も被仰渡候然ル処当村之儀元来入海空地開発之場所 = 而其砌者開発人引請諸事自普請 = 仕来候得共其後開発人も及退転之其上連 = 潮入荒地等茂出来当時 = 而者甚困窮之村方 = 御座候処年々自普請多分有之減百姓自力 = 難相叶勿論安永九子年寛政四子年其趣を以奉願上御入用御普請被成下候 = 付此度も同様御普請被成下候様仕度旨再応強而奉願候間猶亦右之趣を以御伺被下候処前書兩年者関東筋一統御入用御普請被仰付候年柄 = 有之依頼 = 御普請被仰付候 = 而者無之此度願之趣容易ならざる儀 = 付決而御取上ケ難被成併一躰困窮之村方難及自力 = 段再応願之趣無相違思召候 = 付此度之儀者格別之御評議を以書面之通金六拾兩御手当被下之候得共已来世間一統御入用御普請被仰付候年柄者格別平年之儀者村方自普請 = 相仕立御入用御普請之儀願上ケ申間敷旨御勘定所御下知之趣被仰渡逐一承知奉畏候依之御請証文印形差上申所如件

寛政十一未年十一月

相州三浦郡内川新田

名主 彦右エ門

組頭 作右エ門

百姓代 次郎兵エ

大貫次右エ門様

御役所

前書之通御請書差上候間則写し置申候以上

未十一月十七日

今までは開発人が門樋橋の修理については請負っていたが潮被害の大きさは困窮になるばかりで、その援助を必要としたのである。そしてここにその60両があてられたわけである。しかし、寛政12年(1800)には前年の水門樋橋の修築のため人足の扶持を取られ、またの不作により農民の貯穀米もなくなるという状態にまで追いつめられてしまっているのである。毎年の災害の結果備金として100両をあてられたのである。

上記のような作物の状況から見ると、いかに災害に対する備が消極的であるか、それに対しての積極的な方法は何かなかったのであろうかと考えるのである。そこで注目すべきことが橋守をおいたことであろう。

2. 橋守万右エ門

橋守がいつ頃からおかれたのだろうかとなると、明確な資料はごく近年になってからである。史料に出てきたのは、宝暦12年(1762)2月の「乍恐以返答書申上候」の中に「内川新田地内同村橋守万右エ門居宅屋敷」というのが見られる。これが橋守についての初見のようであるからそれ以前に新三郎新四郎両家が管理していたと思われる。元禄元年から享保3年までの不作の状況を見てもわかるように、橋守をおく必要に迫られたと思われる。

橋守には万右エ門がその名の示すように、橋を守る仕事にあてられたのである。そしてこれはいかに困難をともしなう仕事であったかは次にあげる「差上申御請一札之事」に記されているのである。

差上申御請一札之事

一、私父万右エ門儀数年従御両家様御橋守被仰付家内相続仕来難有仕合 = 可奉存之処御橋御規定連

年不易届之よし数度被仰聞候へとも閑間に相心得殊ニ此度潮差込候見損シ御答メ預り其節一言之申訳仕間敷外法之御答奉申上早速御詫可仕答之所是亦不行届重々不埒之段御上様江御訴訟被遊御召出御吟味之上御橋守御取上其上屋敷替被仰付奉畏候御橋守之儀者直様思召ヲ以何連江願可仰付答之所左候而者私身分難立行奉存候間村方組頭衆中并ニ八幡久里浜御名主中江相継リ御訖願上候ニ付御聞濟被成下私者不及申上ルニ親類組合迄一統難有仕合ニ奉存候然ル所為御橋守給料年々金三兩宛御下ケ被下置積リ被仰渡私勝手を以御手当金為代リ畑八畝歩居屋敷貳畝貳拾歩田地五畝歩借地被仰付難有奉存候以来朝夕少茂無油断相守可申候若不ゆき届キ之儀及御聞被遊候ハ、何時成共橋守御取上可被成候其節御貸被下候屋敷江引越可申候為後日御請一札仍而如件

天保十二丑年八月十四日

隠居
万右エ門伴
若松

御地主
御両家様

御橋御規定

- 一、洪水之節橋戸引上ケ并ニ船竹水御橋江不添寄様精々可致事
 - 一、水門樋明立之儀者汐満干致自由候得共或者橋戸江狭物等有之節者早速取除可申事
 - 一、橋戸引上候節満潮之前ニ下ケ戸可致事
 - 一、御橋水門樋戸痛有之敷致洩潮候ハ、御両家江早速致注進并に橋鉄物等万事氣ヲ付可申事
- 右御規定之趣当人者不及申一同承知奉畏候向後添心仕候而万事無油断為相勤可申候以上

天保十二丑年八月十四日

親類 作右エ門
同 喜七
組合惣代 平吉
同 善八
掛り合惣代 利兵衛
久兵衛
八幡久里浜村
弥右エ門
彦右エ門
橋守 若松

地主御両家様

つまり規定で示しているように、潮の満干等により、橋戸を引き上げ下げすることが第一となっていたのである。ここでは、仕事に過失があったため橋守を取り上げられるところをどうやら免がれ引き続き橋守をうけた確認書ともいうべきものである。このような具体的な内容からも水門樋橋の管理が重要であったわけである。そしてこの役目は以後万右エ門^③家によって引き継がれている。

むすび

橋守は一つの役目として内川新田ではおかれていたのである。これは新田の地理的条件に基いていたようであるが、直接には生活権の問題に結びついているのである。橋が延宝年間の出入により田畑と同様、新四郎、新三郎に分けたことも興味あるところである。しかし、橋守の役目が内川新

田開発の困難さを物語ると共に、管理の方法にも意義があるのである。

出水については何もこの時代に限らず明治時代になっても、その記録は残っている。

「相海鉄道会社軌道布設実地測量ニ付久里浜村人民総代神奈川県知事浅田徳則宛軌道布設反対請願書」(明治31年)に「水害ハ殆頻年ニ有之」

というほど出水並に潮害に悩まされたのである。そしてつい最近では、工場をこの地に建てた人の話によると地下10m掘って井戸水の使用を試みたところ、塩分水が出て使用出来なかつたことを聞いている。これは直接の出水とは関係ないものの住民にとって、まして、作物には害のある潮に苦労した人々の橋守をおいた意味が、ここに知れるのである。

-
- 注 1. 拙稿「相模国三浦郡内川新田の出入について」(横須賀市博物館研究報告(人文科学)第7号発表
注 2. 山内文書 年貢割付による。
注 3. 万右エ門については次の文にも出てくる御両家(延宝年間に新四郎と新三郎に田畑を分けられ橋も同様に分けられた)から橋守を仰付けられていた。文化6年に息子が病弱のため弟の平次郎に跡目を譲っている。